

RESPONSIBLE CARE



CSRレポート 2015

Corporate Social Responsibility Report

2016年1月29日



レスポンスブル・ケア活動

レスポンスブル・ケアとは、化学物質を取り扱う事業者が化学製品の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、「環境・安全・健康」の対策を実行し、改善を図っていく自主管理活動です。

1985年にカナダで誕生し、1990年に国際化学工業協会協議会（ICCA）が設立されて以来、共通原則のもとに各国各地域の固有の状況に応じて各国化学工業協会単位で推進され、現在では世界53カ国（2007年10月）で展開されています。日本では1995年に日本レスポンスブル・ケア協議会（JRCC）が設立され、本格的に活動が開始されました。

CSRレポート 2015

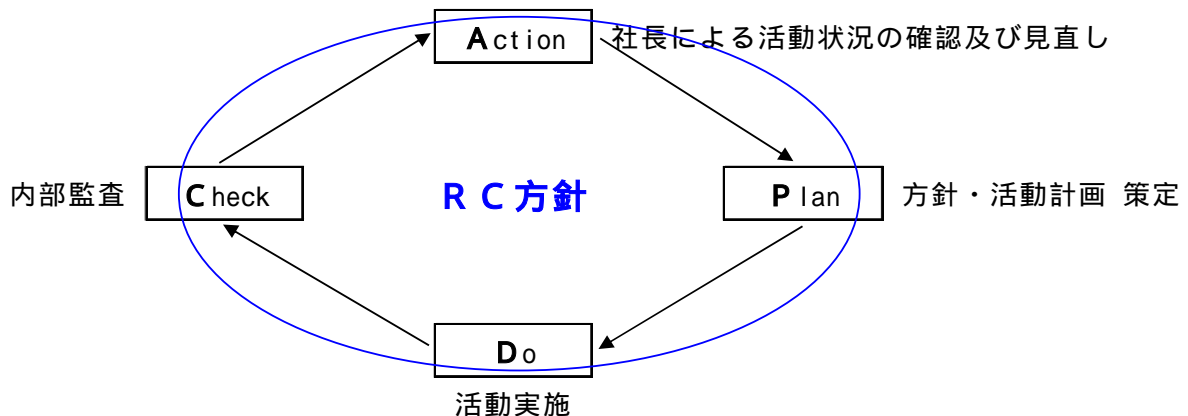
2008年から、責任ある活動の成果を公表と社会とのコミュニケーションを高めることを目的としてCSRレポートを1年毎に発行するに至り、本レポートは8回目の発行となります。

レスポンスブル・ケアの基本

当社のレスポンスブル・ケア活動は次の5項目を中心に行います。



レスポンスブル・ケアの実施はP D C Aサイクルに沿って行っています。

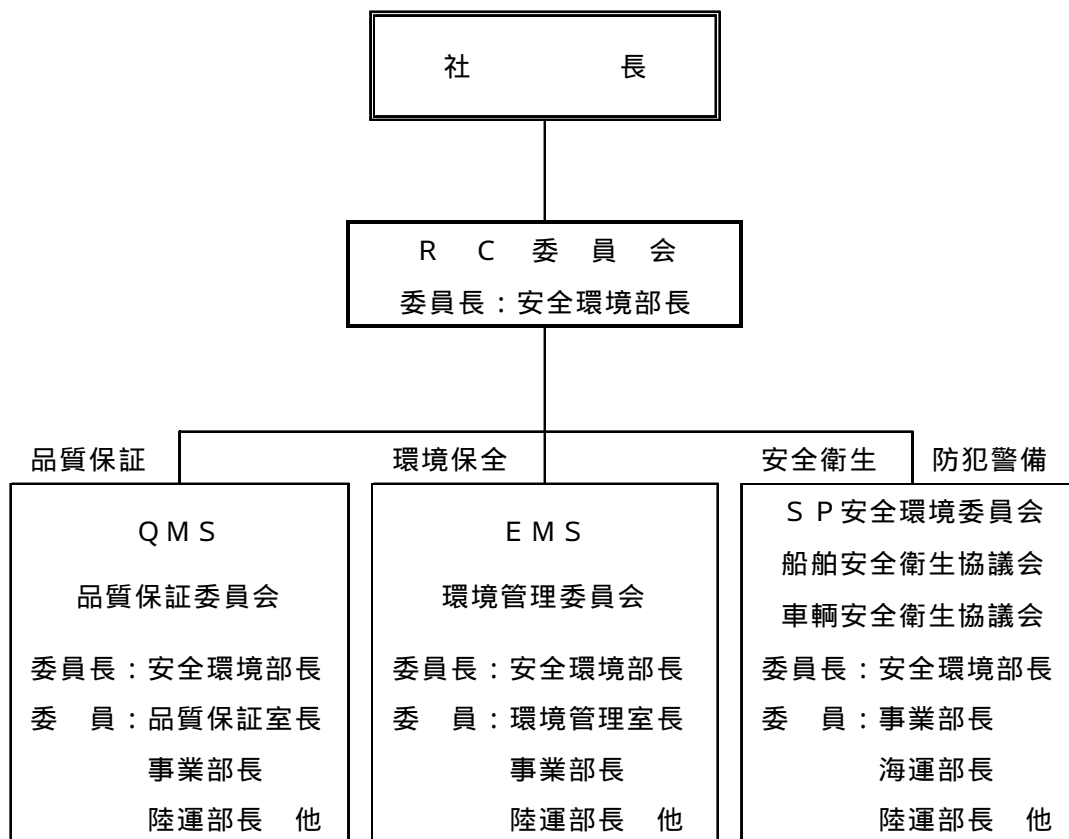


レスポンシブル・ケア方針

当社のレスポンシブル・ケア活動は、「行動規範」、「経営理念」に基づいて行います。

レスポンシブル・ケア活動体制

レスポンシブル・ケア活動を効率的に推進するため、社長が安全環境部長を委員長に任命したレスポンシブル・ケア委員会を設置しています。



報告対象期間

2015年1月1日 ~ 12月31日

報告対象組織

アスト株式会社の3部門（ターミナル・倉庫、海上輸送、陸上輸送）を報告範囲としています。

お問い合わせ先

アスト株式会社 安全環境部
大阪市西区北堀江4-17-23
TEL 06-6538-2845

当社の事業活動に伴うリスクと対策

当社の事業活動は、タンカー船舶による海上輸送、タンクターミナル、タンク・倉庫による陸上保管、トラック、タンクローリー、バルクコンテナによる陸上輸送の三位一体の一貫輸送を主体に、これに伴う通関業やパッケージ加工等から構成されており、石油化学品及び無機化学品を主体に取り扱っております。

事業活動に伴い、輸送や保管の工程で火災、漏洩、労災、交通事故、海難事故等の物流業における一般的なリスクが想定されますが、法令遵守はもとより、法規制や行政指導以上の社内規則を制定し、全社員がこれを遵守する社内コンプライアンスの徹底により、全てのリスクについて万全な安全が担保されております。

事業活動に伴うリスク

- 海上輸送： 船舶の衝突、座礁等の海難事故
積荷の盗難、漏洩、火災事故
積荷の取扱作業、その他作業に伴う労災事故
- 陸上輸送： 車輜の衝突等の交通事故
積荷の盗難、漏洩、火災事故
積荷の取扱作業、その他作業に伴う労災事故
- 陸上保管： タンク・倉庫の損傷等によるダメージ事故
保管製品の盗難、漏洩、火災事故
保管製品の取扱作業、その他作業に伴う労災事故
- 取扱製品： 消防法で規制される引火性液体（危険物第4類）他
リスク特性：静電気やその他の火源により引火・爆発
毒物及び劇物取締法で規制される劇物
リスク特性：接触、吸引、摂取等による怪我、中毒・酸欠、健康被害
労働安全衛生法で規制される有機溶剤、特定化学物質他
リスク特性：接触、吸引、摂取等による怪我、中毒・酸欠、健康被害

事業活動に伴うリスクへの対策

- 関係法令、関係官庁の規制、指導の完全遵守
- 社内規則の制定及び完全遵守
- コンプライアンス委員会、レスポンシブル委員会による逸脱の監視
- 各種団体との連絡を密にした情報の共有及び社内水平展開
- 各種規格の認証取得による安全衛生、品質保証、環境管理のシステム構築

取扱製品の安全情報

取扱製品の性状・安全対策等の情報（SDS等）は、本社及び各事業所に備えております。社外利害関係者様への提供は、要求に応じて提供出来るシステムとしておりますので、必要の際は下記にご連絡下さい。

本社 安全環境部	大阪市西区北堀江4-17-23	安環課長	06-6538-2845
営業部		管理課長	06-6538-2783
東京支店	東京都中央区日本橋小網町12-7	営業課長	03-3664-9440
木津川ターミナル	大阪市大正区平尾1-4-20	業務課長	06-6552-2561
千島第一ターミナル	大阪市大正区平尾1-1-7	業務課長	06-6552-8484
小林ターミナル	大阪市大正区小林東1-1-5	業務課長	06-6551-7850
なみはやターミナル	大阪市大正区鶴町1-1-15	業務課長	06-6554-2760
北港ターミナル	大阪市此花区北港2-4-67	業務課長	06-6463-7301
梅町ターミナル	大阪市此花区梅町2-5-4	業務課長	06-6468-5281
高石ターミナル	大阪府高石市高砂2-2-1	業務課長	072-268-0616
陸運部 大阪	大阪市此花区北港2-4-67	陸運課長	06-6464-6184
水島	岡山県倉敷市児島塩生2869	陸運課長	086-475-0567
海運部 大阪	大阪市西区北堀江4-17-23	業務課長	06-6538-2784
東京	東京都中央区日本橋小網町12-7	配船担当	03-3664-9440

当社に対するお問い合わせ、苦情等について

当社の事業活動に伴うリスクと対策を含め、SHEQSS（安全衛生、環境管理、品質保証、セキュリティ、サービス）には万全を期しておりますが、当社の事業活動に関してお問い合わせや苦情等がございましたら、下記の責任者にご連絡下さい。

安全衛生・セキュリティ	安全衛生統括者	06-6538-2845
環境管理	環境管理責任者	06-6538-2845
	環境管理室長	06-6538-2845
品質保証	品質管理責任者	06-6538-2845
	品質保証室長	06-6538-2845
サービス（営業活動）	営業部長	06-6538-2782 / 03-3664-9440
第一事業部	第一事業部長	06-6552-2561
	（木津川ターミナル、千島第1ターミナル、小林ターミナル、高石ターミナル）	
第二事業部	第二事業部長	06-6554-2760
	（なみはやターミナル、船町ターミナル）	
第三事業部	第三事業部長	06-6463-7301
	（北港ターミナル、梅町ターミナル）	
陸運部	陸運部長	06-6464-6184
海運部	海運部長	06-6538-2784
総務部（会社全般）	総務部長	06-6538-2788

CSR活動報告

保安防災

全社

東日本大震災の被害に鑑み、地震への備えと地震発生後の対策について、訓練結果等を反映して本年も見直し致しました。

- * 危険物施設の耐震構造（消防法）評価は昨年完了
継続して施設の安全点検の前倒し及び早期保全等を実施
- * 地震・津波対策規定を見直し
- * B C P (Business Continuity Plan : 事業継続計画) 規定を見直し
- * 震災訓練に加え、津波、避難、安否確認等の訓練を計画的（1回/年以上）に実施
安否確認等緊急連絡訓練には、衛星電話を導入致しました

防災訓練・緊急連絡訓練

全事業所、支配下全船、支配下全車輛を対象に、事業所は1回/月以上、海運、陸運は3回/年以上実施し、防災意識の向上と有事・緊急時の対応向上に努めております。

全ての事業所は自衛消防隊を組織し、桜島・北港地区と高石地区の事業所は共同防災組合及び公設消防と、その他の事業所は公設消防と定期的に合同訓練を実施しております。

2015年の防災訓練は各事業所において、年間計画に基づき自衛防災訓練、合同防災訓練を実施しました。又、公設消防が主催する地域企業、近隣住民を交えた合同防災訓練や消防操法競技会等にも積極的に参加し、地域も含めた防災活動の向上に努めております。

海運関係は、タンカーの海難事故を想定した防災訓練を、陸運関係はタンクローリー等の火災・漏洩等を想定した防災訓練を年間計画に基づき実施し、地域も含めた防災活動の向上に努めております。

その他、所轄の消防署依頼による消火訓練の場所提供や消防隊の危険物施設見学等にも、全面協力をを行い、万一における対策を常日頃より整えております。

訓練記録抜粋

自衛消防操法競技会

大正区 11月12日

此花区 9月16日 北港ターミナル

木津川ターミナル なみはやターミナル



公設消防署による消防訓練場所提供

7月4日 北港ターミナル（合同参加）



公設消防による危険物施設見学会場所提供 7月22日 北港ターミナル



合同消防訓練 6月24日 木津川ターミナル(公設消防)



第一事業部 合同津波避難訓練 3月11日 木津川、小林、千島第一ターミナル



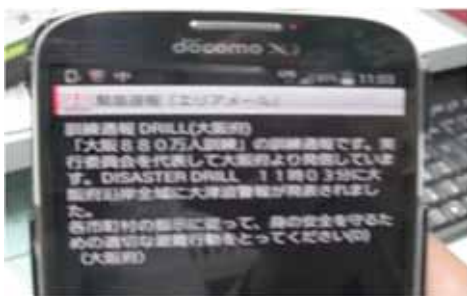
各所震災訓練 (漏洩訓練) 9月4日
千島第一ターミナル



なみはやターミナル



大阪880万人訓練 梅町ターミナル



オイルフェンス展張訓練 10月23日 北港ターミナル (共同防災組合と合同)



普通救命講習 6月24日 木津川ターミナル (公設消防指導)



タンクローリー 緊急時通報訓練/保護具装着
7月24日 大阪陸運部(協力会社と合同)



タンカー船 救命訓練 3月26日 (海運部 船舶:あたご)



ターミナル・倉庫部門

* C D I - T (*1)の更新審査は2015年11月に受審が完了しました。

C D I - Tの有効期間は3年と規定されており、初回から3年経過後、1回目の更新審査を2012年11月受審し、2015年11月、2回目の更新審査を受審しました。

尚、初回は審査指針第4版で受審し、2012年1回目の更新審査は審査指針第5版(初回より審査項目が69項目増加)で受審しました。

2015年2回目の更新審査は、審査指針第6版(第5版より審査項目が126項目増加)で受審し、第2回に比べて不適合が45項目減少し、受審後の最終適合率(含代替策)は98%となっております。

尚、次回(3回目)の更新審査は2018年11月を予定しております。

(*1) Chemical Distribution Institute - Terminal

初回審査日：2009年11月24日～28日

監査員 JC Bae(JC Marine Services/Korea)

第1回更新審査：2012年11月19日～23日

監査員 JC Bae(JC Marine Services/Korea)

第2回更新審査：2015年11月16日～20日

監査員 出水 達悦(東京ケミカル・セーフティ・オペレーションズ/日本)

次回審査日：2018年11月中旬

レポート：北港ターミナル 1347 / Date of receipt 27-11-2015

木津川ターミナル 1348 / Date of receipt 27-11-2015

対象事業所：本社(全社システム)

北港ターミナル(大阪陸運部の一部含む)

木津川ターミナル

審査結果：木津川ターミナル 96.33%

北港ターミナル 96.91%

審査項目：2,002 (Management : 925, Technical : 1,077)

指摘項目：木津川ターミナル：64 (Management : 9, Technical : 55)

北港ターミナル：54 (Management : 7, Technical : 47)

指摘項目には国内法を満足しているものの、C D I - Tは国際基準を奨励しているためチェックが入ったもののがかなりありますので、此を除きますと97%適合となります。

又、審査員の要望に添った改善を2015年12月に完了し、98%適合となりました。

一般的には、60%適合が安全管理の標準値とされていますが、当社は完全適合を目指して更なる改善を行って参ります。

参考 初回審査項目：1,807 (Management : 807, Technical : 1,000)

指摘項目：177 (Management : 67, Technical : 110)

第2回審査項目：1,876 (Management : 860, Technical : 1,016)

指摘項目：163 (Management : 68, Technical : 95)

初回、第2回は木津川ターミナル、北港ターミナル合同で受審致しましたが、今回は各々のターミナル単位で受審致しました。

社内審査：2015年6月から11月にわたり計12回、全審査項目について社内自主審査（第6版）を実施し、自己審査で98%適合を確認しました。又、今回から対象事業所以外の小林ターミナル、千島第一ターミナル、高石ターミナル、なみはやターミナル、梅町ターミナル、大阪陸運部、大阪営業部、総務部も対象事業所の自主審査に同席し、ターミナルにおいては準用事業所として、安全上推奨される項目において、順次対応していく取り組みを行いました。

次回審査：第2回更新審査から3年後に当たる2018年11月に更新審査を受審する予定です。

* 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会に加盟し、海洋汚染の防止に協力しています。

対象事業所：木津川ターミナル、小林ターミナル、千島第一ターミナル
高石ターミナル、なみはやターミナル、北港ターミナル、梅町ターミナル
国土交通省（近畿地方整備局）による油濁防止緊急処置手引き書等の立入検査が2011年3月から木津川ターミナルを皮切りに順次実施され、緊急対応等の確保等が万全であることが確認されております。

* 外航船が多く着積するターミナルは、海上における人命の安全のための国際条約（ソーラス条約 / SOLAS条約）批准による国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）に基づく国際港湾施設の指定と埠頭保安規程及び水域保安規程の承認を受けております。

対象事業所：北港ターミナル（Q-4B、Q-2 棧橋）
国土交通省（近畿運輸局）による国際埠頭施設定期立入検査が12月に実施され、安全の確保等が万全であることが確認されております。

高石ターミナル（高石ケミカル棧橋）
国土交通省（近畿運輸局）による国際埠頭施設定期立入検査が7月に実施され、安全の確保等が万全であることが確認されております。

* ISGOTT 準拠の船舶荷役安全確認表(*2)

石油化学製品タンカーとターミナルについての国際的な安全指針である ISGOTT が船舶荷役の際のターミナル側と船側の「協議と同意」を旨としたチェックリストを提供しています。当社のターミナルでは、国際標準準拠と陸側と船側とのコミュニケーションの拡充を目的として、従来のチェックリストに ISGOTT の全要求事項を合体させた ISGOTT 準拠の「船舶荷役安全確認表」（2010年7月運用開始）とターミナル側と船側が対等な立場で“安全確保に努め、安全かつ効率的な作業を推考する”旨を謳った「安全に関する書簡」（2011年9月運用開始）を使用して荷役の安全を確保しております。

(*2) ISGOTT = オイルタンカーとターミナルに関する国際安全指針

International Safety Guide for Oil Tankers and Terminals

* 地域の安全・防犯等の各種団体に加盟し、地域の安全に協力しています。

* K P I 導入によるターミナルの安全管理の向上

重要な施設・設備についてK P I（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を設定して評価を実施し、継続使用の可否及び改善の要否を判断して、故障等の早期発見、施設・設備の経年劣化や陳腐化等による事故・トラブルの未然防止を図るべく、2013年から運用を開始しております。

* 主要事業所及び陸運車庫に24時間監視カメラを設置し、有人警備と併用して警備を実施しています。

設置：7事業所(12箇所)

監視：北港ターミナルで24時間監視警備及び必要時は音声で警告

主要責任者は、必要時インターネット回線を使用しデスク及び自宅のPCで閲覧

録画：北港ターミナルのホストPCで24時間録画

* 有人警備につきましては、2013年に自社警備から専門職を有する警備会社への全面委託警備に切り替え、セキュリティーの精度向上を図っております。

海運部門

* 国土交通省の安全管理規定に基づき、安全運航に努めています。

制 定：2006年10月 1日

運用開始：2006年12月20日（近畿運輸局12月6日届出済み）

行政監査：2007年 8月 7日（近畿運輸局による運輸安全マネジメント評価受審）

社内監査：2015年12月 3日（安全管理規定の遵守を確認）

* 安全・防犯等の各種団体に加盟し、海上の安全に協力しています。

陸運関係

* Gマーク（安全性優良事業所認定証）の認定を2005年12月に取得し、安全運行に努めています。

有効期限：2015年1月1日～2019年12月31日（4年間）

評価事項： . 安全性に対する法令の遵守状況

. 事故や違反の状況

. 安全性に対する取組の積極性

* 地域の安全・防犯等の各種団体に加盟し、地域の安全に協力しています。

労働安全衛生

* 各部署で安全衛生委員会を設けて、労働安全衛生の確保に努めています。

* 各種社内監査を実施し、労働安全衛生が確保されていることを確認しています。

ターミナル関係：SP安全品質監査

2015年9月10日～10月26日に11事業所（13部署）の監査実施

指摘：49件（改善完了：49件／改善検討継続：0件／未決：0件）

陸運関係：SHEQS監査

2015年6月9日～11月13日に12社13事業所の監査実施

指摘：28件（改善完了：28件／改善検討継続：0件／未決：0件）

海運関係：安全管理規定監査

2015年12月3日に社内監査実施

指摘：0件

提案：0件

訪船活動：252回（対象船舶15隻） 1隻平均17回 月平均21回

* 一般健康診断を1回／年、特殊健康診断を2回／年実施し、社員の健康確保に努めています。

* 就業可否判定

2006年12月より呼気中アルコール及び体調を対象とした就業可否判定を陸上ターミナルは全ての事業所、海運関係はグループ全船、陸運関係はグループ全車両で実施しています。

2008年12月からは検査結果が写真付きでPCに保存される高性能アルコールチェッカーを主要SPである木津川ターミナル、北港ターミナルと大阪陸運部に導入しました。

陸運部のアルコールチェッカーには免許証更新忘れ及び不携帯を機械的に防止出来る、免許書認証システムも付加しており、法改正(*3)に先んじて2010年4月から帰着時の呼気中アルコール検査も実施しています。

2015年の検査において、不合格と判定されたケースはゼロ件でした。

(*3) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、2011年4月1日から出発及び帰着時の乗務員点呼時にアルコール検査の実施が義務付けられました。

北港ターミナル及び大阪陸運部（グループ各社を含む）では、特定荷主の要請により、第三者機関による薬物検査を実施しております。

2015年の検査において、不合格と判定された者はゼロ人でした。

対象者：管理者（所長、課長）、現場オペレーター、タンクローリー乗務員

頻度：雇用時、1回／2年

検査方法：尿中の禁止薬物を測定

物流安全

- * 全社の事故・ニアミスを月次、年次で集計・分析し、全社にフィードバックして安全の確保に努めています。
- * 安全・衛生・環境に関するS & E回覧を社内及び協力会社等全グループに発行して、事故防止策の水平展開及び注意喚起に努めています。
2015年は、S & E回覧30件、法改正等の要点2件、他社事故事例等21件を発行しました。
- * 資格取得の推進
危険物を扱う物流会社として、従業員に必要な国家資格等の取得を積極的に推進しております。2015年は、消防法、毒劇物取締法、労働安全衛生法他の免許・資格について、延べ合格者110 / 受験者124名(合格率89%)の資格取得がありました。

ターミナル・倉庫部門

- * SP安全環境委員会を4回/年開催し、安全の確保に努めています。
年末に翌年の年間安全活動計画が承認され、PDCAサイクルにより実行されます。
その進捗状況及び結果は、例会と社内監査により検証されます。
委員会：4回(2015年3月6日、6月9日、9月15日、12月18日)
 - * 保安教育訓練年間計画の立案及び実施状況確認
 - * 重大事故・ヒヤリハット発表・検証・対策検討
 - * 事故・トラブルの対策等の水平展開
 - * 法改正等に伴う研修
 - * 事故・トラブル事例、安全資料、規定類による研修
 - * 各種監査結果の報告及び改善状況
 - * 社長指示事項への対応
 - * 行政への報告状況等の確認 他
- * 北港ターミナル南棧橋(Q-2)のサイズアップ工事が2013年12月に竣工し、危険物専用岸壁の最大着岸能力の許可が1,800D/Wtから6,842D/Wtに大型化しました。

海運部門

- * 船舶安全衛生協議会を3回/年開催し、安全の確保に努めています。
年度末に翌年の年間安全活動計画が承認され、PDCAサイクルにより実行されます。
その進捗状況及び結果は、例会と社内監査により検証されます。
総会：1回/年(2015年1月30日)
定例会：2回/年(2015年6月19日、10月30日)
 - * 安全衛生推進年間計画の立案及び実施状況確認
 - * 無事故表彰
 - * 事故・トラブル事例、安全資料、規定類による研修
 - * SPからの情報・要望等
 - * 船主からの意見・要望等
 - * 安全管理規定、安全航行、就業可否判定、訪船活動強化について 他

陸運関係

- * 車輛安全衛生協議会を3回/年開催し、安全の確保に努めています。
年末に翌年の年間安全活動計画が承認され、PDCAサイクルにより実行されます。
その進捗状況及び結果は、例会と社内監査により検証されます。

総会：1回/年 (2015年2月7日)

定例会：2回/年 大阪 (2015年7月10日、11月27日)

水島 (2015年6月26日、11月13日)

- * 安全衛生活動年間計画の立案及び実施状況確認
- * 事故・トラブル事例、安全資料、規定類による研修
- * SPからの情報・要望等
- * 協力会社からの意見・要望等
- * 安全衛生に関する問題点及びその他情報交換

- * 当社の大型車輛には、デジタルタコメーターとドライブレコーダーを搭載しております。

事故・ニアミス全社集計

全社で発生した事故・ニアミスについて、安全環境部にて集計を実施。

- * 部門・事業所は安全環境部に発生した事故・ニアミスの内容と対策を週首に報告。

- * 安全環境部は月次及び年次に集計し、全社にフィードバック。

小さな事故やニアミスについても現場で対策が為され、必要に応じて安全環境部から対策の立案を促して、大事故につながる芽を摘むシステムが確立されております。

環境保全

* I S O 1 4 0 0 1 (JIS Q 14001:2004)の認証を受け、環境保全に努めています。

認証機関 : 日本化学キューエイ株式会社

認証取得 : 2008年11月25日

登録番号 : J C Q A - E - 0 8 4 4

適用範囲 : 本 社 大阪営業部、安全環境部

第1事業部 木津川ターミナル

第2事業部 なみはやターミナル

第3事業部 北港ターミナル、梅町ターミナル

陸 運 部 大阪陸運部

外部審査 : 2015年10月15 ~ 16日に維持審査(更新2 - 維持1)を完了しました。

審査後の審査機関の登録委員会で適正運用が承認されました。

2015年は以下の環境目的を掲げ活動し、目的・目標を達成しました。

3年計画 : 2014年1月 ~ 2016年12月

1. 無駄の削減

2. ゼロエミッションの推進(廃棄物の再資源化)

3. 事業活動による環境汚染の予防

2016年は3年計画の3年目として同様の目的を掲げ活動してまいります。

* 海洋汚染防止

海上 : ケミカルタンカーは海上防止センターと防除業務についての委託契約を締結しています。

陸上 : 棧橋・岸壁を有する事業所は、緊急事態発生時の互助組織である、大阪湾播磨灘排出油防除協会へ加盟。防除資機材を備え、講習会、机上訓練等へも積極的に参加し、全社への横展開を実施しました。

又、同協会の理事を当社の安全環境部長が発足時から拝命しており、2014年より、新たに設置された幹事会の幹事も拝命しております。

* 梅町ターミナルにタンカーの船槽洗浄時に発生する洗浄水の陸揚げ設備を設置しております。

当該施設は産業廃棄物処理施設を備え、海上汚染防止法上の有害物質洗浄水及び国交省分類の油類洗浄水を陸揚げして、油水分離による産業廃棄物の中間処理を行います。

自社船のみならず他社船の受入も行っており、国交省分類の油類洗浄水の陸揚げ施設は、大阪湾で数少ない施設の一つです。

タンカーから発生する洗浄水は、適用法令に則り梅町ターミナルで適正に処理することにより、環境負荷を低減しております。

* 北港ターミナルにタンクローリー / I S O コンテナの洗浄施設(クリーニングステーション)を設置しております。

洗浄時に発生するV O C、廃液及び洗浄水は、全て回収され適正に処理することにより、環境に負荷をかけることなく、有害物質等の洗浄作業が実施されます。

* 木津川ターミナルに停泊船へ電気供給を行う陸上電源設備を設置しております。

船舶のエンジン(主機及び補機)を停止させる事が出来るため、船内環境(騒音)が向上し、周辺環境への影響も軽減され、エンジン停止によりC O₂が削減されます。

*陸運部のタンクローリー全車にデジタルタコグラフとドライブレコーダーを搭載しております。数値で走行結果を得られるデジタルタコグラフと運行状況が映像で記録されるドライブレコーダーは、より具体的かつ適切な安全運転管理が可能になり、安全運転・経済走行が徹底される事により、結果燃費が向上しCO₂が削減されます。

*各ターミナルのケミカル製品を貯蔵するタンクと倉庫へ、太陽熱を97%カットする断熱塗装を順次施工しております。

断熱塗装でタンク内の温度変化を抑える事により、化学製品の揮発とタンク呼吸を抑制し、大気へのVOC排出を削減します。アトモス弁と断熱塗装を併用する事により、大気排出除害装置と同等の効果を発揮します。

又、倉庫内の温度上昇を抑え、低温倉庫の場合は冷凍効果が向上し、消費電力が削減されます。

施工状況

北港ターミナル	: 39基(28,250KL)	3棟(1,716㎡)
木津川ターミナル	: 9基(5,020KL)	
なみはやターミナル	: 10基(4,267KL)	1棟(98㎡)
梅町ターミナル	: 4基(2,068KL)	
高石ターミナル	: 2基(1,900KL)	
小林ターミナル	: 1基(650KL)	

*2013年3月に新造船「あたご」(ケミカルタンカー:498G/T)が就航。燃料の消費を抑え、CO₂が削減されます。

*本社ビル及び主要事業所の全ての窓は遮熱仕様に改修しております。

冷暖効果を向上させるため、空調機の稼働時間、設定温度が抑えられ、消費電力が削減されます。

*照明のLED化を推進しています。

本社ビル:2011年2月に全ての照明のLED化を完了しました。

本社の電力総消費量は2010年比 35%となっております。

事業所:事務所棟の照明の約98%をLED化しました。(2015年12月現在)

各事業所における電力総消費量は2011年比 10~30%となっております。

2014年の北港ターミナルに続き、2015年7月木津川ターミナルの構内水銀灯・投光器のLED化を完了しました。

水銀灯に比べてLED灯の消費電力は約1/4ですので、大幅な省エネが期待されます。引き続き主要ターミナルの構内水銀灯のLED化を推進します。

*空調機の省エネ型化を推進しています。

本社ビル:2011年に全ての旧式エアコンを省エネ型に更新し、2012年に全ての室外機へ断熱塗装を施工したことにより、空調機の電気消費量が約20%削減されました。照明のLED化と受電設備への断熱塗装施工を合わせますと、全体で約35%の節電が図れております。

事業所:旧式エアコンの95%を省エネ型に更新しました。(2015年12月現在)

事務所他の室外機の約80%に断熱塗装を施工しました。(2015年12月現在)

2016年も空調機の更新と室外機への断熱塗装施工を推進します。

*フォークリフトは、エンジン車から環境保全に効果があるバッテリー車に可能な限り入替えて参りましたが、2012年からは地震等による電源喪失を想定したBCP(事業継続計画)を考慮して、30%はエンジン車としております。

品質保証

* I S O 9 0 0 1 - 2 0 0 8 (JIS Q 9001:2008)の認証を受け、品質保証に努めています。

認証機関 : 日本化学キューエイ株式会社

認証取得日 : 1998年4月6日

登録番号 : J C Q A - 0 3 2 4

適用範囲 : 本 社 大阪営業部、安全環境部、海運部業務課

東京支店 東京営業部、内航課

第1事業部 木津川ターミナル、小林ターミナル、千島第一ターミナル、
高石ターミナル

第2事業部 なみはやターミナル、船町ターミナル

第3事業部 北港ターミナル、梅町ターミナル

陸 運 部 大阪陸運部

水島支店 陸運課、棧橋業務課

営 業 所 八戸営業所、千葉営業所

: 準用事業所・部門

外部審査 : 2015年3月12~13日に維持審査(更新5 - 維持2)を完了しました。

審査後の審査機関の登録委員会で適正運用が承認されました。

2015年は以下の品質目標を掲げ活動し、全ての事業所で目標を達成しました。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 物流事故の更なる低減 | 各事業所にて事故率設定 |
| 2. 物流品質の向上 | 各事業所にて詳細目標設定 |
| 3. 5Sの維持・向上 | 各事業所にて詳細目標設定 |
| 4. 改善活動、予防活動の充実 | 各事業所にて詳細目標設定 |

2016年も同様の目的を掲げ活動してまいります。

* 海運グループ

I S M : 外航船6船が認証取得し管理・運用しております。

C D I - M : 外航船6船が認証取得し管理・運用しております。

I S O 9 0 0 1 : 業務課部門が準用し管理・運用しております。

* B C P (Business Continuity Plan : 事業継続計画)

パンデミックや地震、津波、台風等の大規模災害によって事業の継続が困難となった場合の維持・復旧の方策等についてB C P基本規定を制定し、有事の際における事業の継続及び計画的で迅速な復旧が出来る体制の構築を目指し、運用を開始しました。

2011年3月の震災の際も、緊急連絡や消息確認等に効果を発揮致しました。

2013年12月には、地震、津波等の大規模災害時の連絡網の向上、安否確認の精度向上を目的として、主要事業所に衛星電話を配置致しました。

顧客・外部利害関係者とのコミュニケーション

* 行政、団体、顧客からの評価・称賛

- 02/27 化学会社様からケミカルタンカー“いこま”が、無事故・無災害及び安定した海上輸送業務に対して優秀船表彰を受けました。
- 03/10 大阪市消防局長から木津川ターミナルが、応急手当の普及啓発に積極的に寄与した事に対し消防功績顕彰を受けました。
- 04/22 化学会社様からケミカルタンカー“いこま”が、無事故・無災害の安全優秀船表彰を受けました。
- 05/18 大阪化学工業薬品協会から大阪営業部の課長と北港ターミナルの課長代理が、永年勤続優良従業員表彰を受けました。
- 05/19 大阪市此花消防署から北港ターミナルの課長代理が、自衛消防技術の向上に貢献した事に対し消防功績顕彰を受けました。
- 05/26 日本沖荷役安全協会からケミカルタンカー“第15旭豊丸”が、無事故で沖荷役に従事したことに對し表彰を受けました。
- 05/29 化学会社様から北港ターミナルが、無事故・無災害に対して安全表彰を受けました。
- 05/29 化学会社様からケミカルタンカー“いこま”が、無事故に対して安全表彰を受けました。
- 06/24 化学会社様から北港ターミナルが、無事故に対して安全表彰を受けました。
- 10/26 化学会社様から北港ターミナルが、無事故及び安全査察にて高い成績に対し安全表彰をました。
- 11/19 大阪市大正消防署から木津川ターミナルが、自衛消防協議会技術発表会にて三位に入り表彰を受けました。

* 顧客満足度アンケート

ISO9001、ISO14001の両面から、重要な要素となる顧客満足及び外部利害関係者とのコミュニケーションを向上させることを目的として、2010年末から顧客満足度アンケートの運用を実施しております。

2015年は12月にアンケートを実施し、様々なご意見、ご要望、称賛を頂戴致しました。本社で結果を集計・分析し、事業所にフィードバックして顧客満足度及び外部利害関係者とのコミュニケーション向上を図ってまいります。

* 物流業界の安全・品質向上

第三者検定機関法人様から作業手順教育用DVDの作成の為の協力依頼があり、安全・品質向上の観点から、弊社ターミナルでの撮影に協力致しました。検定機関様、弊社及び物流業界の基本的な作業手順教育に活用し、事故防止を図ってまいります。

7月7日 北港ターミナル



環境・安全投資

当社は、RC活動に必要な経営資源を投入してまいりました。

2015年の環境・安全関連の主な設備投資は、物流安全及び環境保全に記載のとおりです。

コンプライアンス

2006年に社内コンプライアンス基本規定を制定。以降2007年に飲酒・薬物・危険運転の禁止を追加、2008年にRC活動について明文化を行う改訂を実施し、運用を行っております。2010年末に「アルコールと薬物に関するポリシー」を策定し、2011年1月に発効致しました。

内容

* 社内コンプライアンス基本規定（本文）

付属書類 * 経営理念

* アストグループ行動規範

* アストグループの安全・衛生への取り組み

* アストグループの環境への取り組み

* レスポンシブル・ケア

* アルコールと薬物に関するポリシー

* 安全・品質・環境管理組織図

遵守状況

当社は会社の事業理念並びに行動規範に則り事業活動を推進しております。

当局から指導・命令・処分を受けたり、警察の捜査を受けたり又は逮捕されたり、顧客や外部利害関係者、住民等から公序良俗に反する苦情を受けたり又は訴訟を起こされたことは一切ございません。

経営理念（事業理念及びネットワークの構築）

事業理念

安全・迅速・誠実を基本に、先進の物流事業をグローバルに展開する

1934年の創業以来、当社は「安全・迅速・誠実」をモットーに、総合物流会社として発展してまいりましたが、時代の変化に対応したさらなる企業革新をめざすため、2005年8月1日より、社名を近畿輸送倉庫株式会社からアスト株式会社に変更し、新たに出発いたしました。

これまで70数年にわたって培ってきた企業としての資産、技術やノウハウを生かしながら、時代の一步先を見つめて新しい物流システムを開発し、お客さまのニーズを先取りしたサービスを企画・提案していきたいと考えています。

今後も海上輸送、保管、陸上輸送の三位一体の一貫輸送という合理的なシステムのもと、物流品質の一層の向上をめざすとともに、ますます進展するグローバル化に対応した物流サービスを展開し、お客さまのご要望に応えていきたいと願っています。

ネットワーク

全国の拠点を情報基地として、 物流コンサルティング機能を備えた営業活動を推進する

全国の拠点を情報基地として、全国に展開する拠点を通じて、当社は物流のコンサルティング機能を併せもった営業活動を推進しています。

これまで培ってきた物流ノウハウを有効に生かしながら、先進的な手法や技術を先駆けて導入し、品質保持、安全管理から輸送効率化、コスト削減にいたるお客さまのあらゆるご要望に応えることはもちろん、輸送・保管のプロフェッショナルとして未来の物流を独自に切り拓き、提供していきたいと考えています。

アストグループ行動規範

アストグループ役員・従業員（以下、私達という）は、事業を営む者として企業の社会的責任と公共的使命を自覚し、すべての法律、規則等を誠実に遵守するとともに、確固とした企業倫理と社会的良識を持って、誠実に行動します。

1．法令の遵守

私達は、国の内外を問わず法令を遵守することはもちろん、社会規範を尊重し、企業活動が社会の正常な商慣習や社会倫理に適合したものとなるよう取り組みます。

2．情報管理

私達は、業務上で知り得た社内外の情報については、業務の目的にのみ使用し、外部に漏洩しないよう厳重に管理を行います。

3．社員の安全と健康の確保

私達は、職場における社員の安全と健康を確保し、快適な職場整備に努めます。

4．人格・人権の尊重

私達は、各個人の人格・人権を尊重します。

5．政治・行政との関係

私達は、政治・行政と健全かつ透明な関係を維持します。

6．反社会的勢力および団体への対処

私達は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持ちません。

7．地域社会との共生

私達は、地域社会とのコミュニケーションの重要性を認識し、常に良好な関係を構築し、地域の発展と快適で安全な生活に資する活動に協力するなど、地域社会との共生を目指します。

8．環境保全

私達は、環境問題の重要性を認識し、事業活動に当り資源の有効活用と環境の保全に努めます。

アストグループの安全・衛生への取り組み

安全・衛生理念

安全は企業活動の基本であり、アストグループは関連法令を遵守し、自社及び公共の安全と健康を最優先に事業活動を推進します。

安全を使命とした事業活動を通じて、心身共に安心して働ける職場を作り、地域社会と調和を保ち、信頼される地域の一員として社会的責任を果たしていきます。

安全・衛生方針

1. 安全は全てに優先することを基本に行動する。
2. 心身共に健康な安全人間育成のため、社員の健康管理を推進する。
3. 「基本とルールを守って、無事故・無災害を継続する」をスローガンに、安全確保に努める。

安全・衛生目標

1. 休業災害：ゼロ
2. 一般健康診断：1回/年 社員全員受診
3. 特殊健康診断：2回/年 対象者全員受診
4. 無事故・無災害の継続

警備体制の確立

1. 当社施設の敷地境界は外部から部外者が侵入出来ない構造の工作物で囲み、重要な施設や設備は施錠及び警備により侵入や盗難を防止する。
2. 危険物等を貯蔵し取り扱う事業所に監視カメラを設置し、24時間監視警備を行う。
3. 危険物等を貯蔵し取り扱う事業所に警備員を配置し、24時間有人警備を行う。
4. 警備員は当社が雇用した従業員、又は当社が信頼と能力を認めて契約した警備会社の従業員に限定する。
 - 1) 当社従業員の警備員には、警備業務を遂行するに必要な教育と訓練が実施される。
 - 2) 警備会社従業員の警備員には、当社警備業務を遂行するに必要な教育と訓練が警備会社を通じて実施される。
 - 3) 警備業務を遂行するに必要な教育と訓練には、社員の禁止事項等の社内コンプライアンス基本規定の教育が含まれる。
 - 4) 警備業務において、飲酒又は薬物等の摂取が疑われる場合は、アルコール又は薬物検査を実施する。
5. 警備に関する目標や計画の策定に際しては、警備員も参加、関与する。

アストグループの環境への取り組み

環境理念

地球環境の保全は人類共通の最重要課題であり、アストグループは環境関連法令を遵守し、環境に配慮した事業活動を推進します。

人と環境に調和した事業活動を通じて、地域社会との共存共栄を図り、信頼される地域の一員として社会的責任を果たしていきます。

環境方針

1. 環境保全は企業の使命であることを基本に行動する。
2. 事業活動における環境影響を継続的に改善し、環境汚染及び地球温暖化の防止に努めるため、次の事項を積極的に推進する。
 - (1) 環境汚染防止
 - a) 倉庫・油槽所
大気排出抑制装置を積極的に導入し、タンク等からの排ガスの低減を図る。
排出規制に適合した排水装置を設け、排水による環境汚染を防止する。
 - b) 陸運
低公害車の積極的な導入及び最新規制適合車への代替を進め、車輦からの排出ガスの低減を図る。
 - c) 海運
低硫黄燃料の使用及び最新規制適合船(機関)への代替を進め、船舶からの排出ガスの低減を図る。
廃棄物の陸揚げを積極的に推進し、船舶からの海洋投棄の低減を図る。
 - (2) 地球温暖化防止
 - a) エコドライブ運動を推進する。
 - b) 省エネルギーを推進する。
 - c) モーダルシフトを推進する。
 - (3) 廃棄物の削減と適切な処理
3. 社員の環境への意識向上を図り、環境保全に積極的に貢献する。

環境目標

1. タンクからの排ガス抑制
2. 事業所排水の規制内排出
3. 良質燃料使用と安定走行による燃料消費と排出ガスの低減
4. 船舶の廃品・生活ゴミの100%陸揚げ処理
5. クールビズ、ウォームビズの実施
6. 荷主へのモーダルシフト提案
7. 廃棄物の分別と紙類・鉄屑の完全リサイクル
8. 社員に対し環境に関する教育を計画的に実施し、環境に対する意識向上を図る。

レスポンシブル・ケア活動

レスポンシブル・ケアとは、化学物質を取り扱う事業者が化学製品の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、「環境・安全・健康」の対策を実行し、改善を図っていく自主管理活動です。

1985年にカナダで誕生し、1990年に国際化学工業協会協議会（ICCA）が設立されて以来、共通原則のもとに各国各地域の固有の状況に応じて各国化学工業協会単位で推進され、現在では世界53カ国（2007年10月）で展開されています。日本では1995年に日本レスポンシブル・ケア協議会（J RCC）が設立され、本格的に活動が開始されました。

CSRレポート

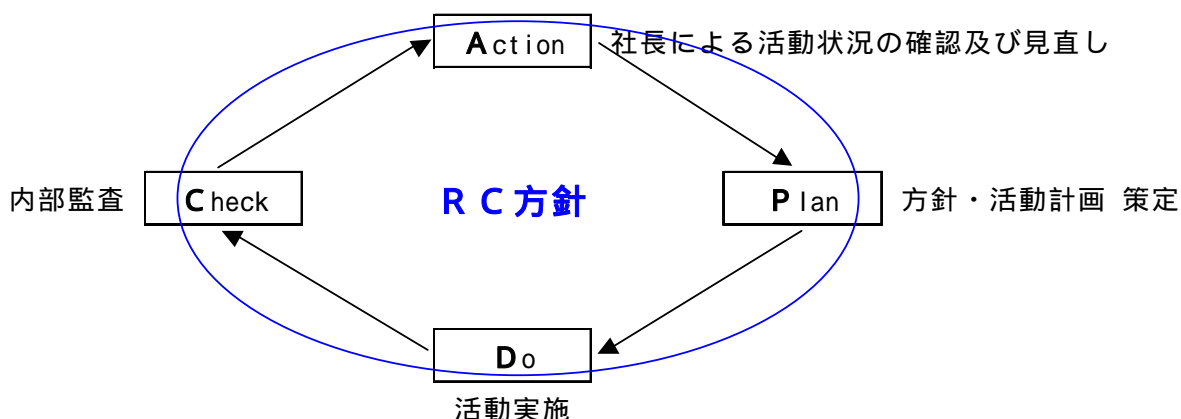
責任ある活動成果の公表と社会とのコミュニケーションを高めることを目的として、3部門（倉庫・ターミナル、海運、陸運）を対象としたCSRレポートを作成し、公表します。

レスポンシブル・ケアの基本

当社のレスポンシブル・ケア活動は次の5項目を中心に行います。



レスポンシブル・ケアの実施はPDCAサイクルに沿って行います。



レスポンシブル・ケア方針

当社のレスポンシブル・ケア活動は、「行動規範」、「経営理念」に基づいて行います。

レスポンシブル・ケア活動体制

レスポンシブル・ケア活動を効率的に推進するため、社内にレスポンシブル・ケア委員会を設置します。

アルコールと薬物に関するポリシー

当社「コンプライアンス基本規定」第5条（社員の禁止事項）の(1)に定める「自ら会社規則及び法令等に違反する行為」の中で、特に反社会的で業務に直接支障をきたす「アルコールと薬物」に関して実施する第10条（遵守の監視）の詳細について下記のとおり規定する。

1．アルコールと薬物に関する禁止行為

社員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1) 飲酒又は酒気を帯びた状態での車輛の運転又は船舶の操舵及び航行のための監視
- 2) 飲酒又は酒気を帯びた状態での就業
- 3) 法令等で禁止された麻薬、覚醒剤、あへん、大麻、シンナー等の譲渡、譲受、所持、使用
- 4) 法令等で使用が制限された薬物等の用途外又は制限外の譲渡、譲受、所持、使用及び反社会的な薬物の譲渡、譲受、所持、使用
- 5) 処方箋や治療薬物の目的外使用
- 6) 催眠や幻覚を伴う医薬品等を服用した状態での車輛の運転又は船舶の操舵及び航行のための監視
- 7) 催眠や幻覚を伴う医薬品等を服用した状態での荷役運搬機械の操作・運転及び現場作業
- 8) アルコールと薬物に関する検査の妨害
 - a) 検査の成り代わり受検
 - b) 検査に使用されるサンプルの取り替え及びこれらへの異物混入
 - c) 社会的に道理のない受検拒否

2．禁止行為の遵守の監視

- 1) 会社は前項1)～2)及び6)～7)が遵守されているか常に監視するために下記の検査を実施し、社員及び協力会社の社員は此を遵守していることを証明するため、検査の実施に同意する。
 - a) 検査の種類と判定基準
 - (1) 就業前可否判定
 - 1) 体調の良否
判定基準（良）：健康状態に問題がなく、催眠や幻覚等の症状がないこと。
 - 2) 呼気中アルコール濃度測定
判定基準（良）：測定値が0であること。
 - (2) 車輛の運行業務を行う職業運転手に対しての、帰社時の呼気中アルコール濃度の測定
判定基準（良）：測定値が0であること。
 - b) 検査対象者
 - (1) 現場業務、荷役機械の操縦・運転、車輛の運行、船舶の運航に従事する社員及び協力会社の社員
 - (2) 所属長が必要と認めた事務業務に従事する社員
 - c) 検査実施者及び記録
 - (1) 事業所の業務課長又は安全環境課長、陸運部の陸運課長、海運部の船長又は一等航海士
 - (2) 所属長が認めた場合に限り、社員同士が相互検査を行い、課長が速やかに事後確認する。
 - (3) 検査実施者は、所定の用紙に検査結果を記録する。
 - d) 検査実施時期
 - (1) 就業する全ての日
 - (2) 事故や異常行動の原因に、アルコールや薬物の影響が疑われる時
 - e) 就業可否と罰則
 - (1) 就業可否
 - 1) 就業可：就業前及び就業中に次の条件を全て満たしていること。
 - 1) 就業前又は就業中の規定された検査の受検を完了している。

) 全ての検査結果が(良)である。

ロ) 就業否：次の事項に該当する者は、当日の就業を禁止する。

) 検査を怠ったり、拒否した者

) 検査結果が(良)でなかった者

但し、再検査を実施して検査結果が(良)の場合で、前回の検査結果が(良)にならなかった原因が、機械的な誤り又は安全確保に直接影響しない軽微な理由(*1)と所属長が判断した場合は、その時点から就業を許可する。

(*1) 安全確保に直接影響しない軽微な理由

* 薬物の影響下でない、業務に影響しない程度の体調不良

* 口中に存在するアルコール以外の物でのアルコール反応

(2) 罰則

イ) 会社はアルコールと薬物に関する禁止行為に違反した社員は、就業規則に基づき措置する。

ロ) 特に公序良俗に照らして結果が重大であった場合は、就業規則第10章(懲戒)を適用する。

2) 会社はアルコールと薬物に関し、第三者専門機関による検査実施の要求が荷主等の外部利害関係者(以下「荷主等」)からあった場合、下記の検査を実施する。但し、この検査の実施には、社員の書面による同意及び協力会社の会社と社員の書面による同意を要する。

a) 検査実施条件

(1) 荷主等から検査実施の要求があり、会社が必要を理解し同意した。

(2) 検査に関する費用は、荷主等が負担する。

(3) 検査の対象者は、荷主等の規定を考慮し会社が決定する。

(4) 検査対象者の総人数と検査を実施する人数及び検査費用を荷主等に報告し、承認を得る。

b) 検査の種類と判定基準

(1) 尿中アルコール検出検査

判定基準(良)：陰性であること。

(2) 尿中薬物検出検査

判定基準(良)：陰性であること。

検査対象物	検査方法	許容値(ナノグラムミリリットル)
アンフェタミン	スクリーニングテスト	1,000
コカイン	スクリーニングテスト	300
マリファナ	スクリーニングテスト	50
阿片	スクリーニングテスト	2,000
フェンシクリディン	スクリーニングテスト	25

c) 検査対象者

(1) 要求があった荷主等の製品を取り扱う事業所の所長、安全環境課長、業務課長及び陸運部の部長、陸運課長

(2) 要求があった荷主等の製品を取り扱う現場業務、荷役機械の操縦・運転、車輛の運行に従事する社員及び協力会社の社員

(3) 就業前可否判定を遺漏なく受検し、過去1年間において検査結果に異常がなかった者については、アルコールの影響下でない者と判断し、尿中アルコール検出検査の対象から除外する。

d) 検査実施者及び記録

(1) 荷主等が推奨又は指定し会社が同意した第三者専門機関

(2) 荷主等の推奨又は指定がない場合は、会社が決定した第三者専門機関

(3) 事業所の業務課長又は安全環境課長、陸運部の陸運課長は、検査実施者から検査結果を受領し記録とする。

e) 検査実施時期

- (1) 対象業務を担当する1ヶ月前～担当する前日
- (2) 対象業務を継続して担当し、前回の検査から2年が経過する1ヶ月前～経過する前日
- (3) 対象業務を再度担当する時、前回の検査から2年が経過する1ヶ月前～担当する前日
- (4) 本ポリシーの制定時点で荷主等と検査の実施を同意している場合は、制定日から2年以内
- (5) 事故や異常行動の原因に、アルコールや薬物の影響が疑われる時
- (6) 抜き打ち検査は、人権的観点から実施しない。

f) 就業可否と再検査及び罰則

(1) 就業可否

イ) 就業可：就業前に次の条件を全て満たしていること。

) 規定された期間内に検査の受検を完了している。

) 全ての検査結果が（良）である。

ロ) 就業否：次の事項に該当する者は、当日の就業を禁止する。

) 検査を怠ったり、拒否した者

) 検査結果が（良）でなかった者

但し、再検査を実施して検査結果が（良）の場合で、前回の検査結果が（良）にならなかった原因が、機械的な誤り又は安全確保に直接影響しない軽微な理由(*2)と所属長が判断した場合は、その日から就業を許可する。

(*2) 安全確保に直接影響しない軽微な理由

 * 適正に服用した医薬品の影響による陽性

 * アルコールの検出が極微量で、体調不良が影響した陽性

(2) 再検査

イ) 受検者本人から合理的な理由による異議の申し立てがあった場合

ロ) 検査結果に疑問があると会社が判断した場合

ハ) 再検査を受検させても良いと会社が判断した場合

(3) 罰則

イ) 会社はアルコールと薬物に関する禁止行為に違反した社員は、就業規則に基づき措置する。

ロ) 特に公序良俗に照らして結果が重大であった場合は、就業規則第10章（懲戒）を適用する。

3. 検査結果の保管・管理及び荷主等への報告

1) 検査結果の保管・管理

事業所の業務課長又は安全環境課長、陸運部の陸運課長、海運部の船長又は一等航海士は、検査結果の記録を、個人情報として保管し管理する。

2) 検査結果の荷主等への報告

a) 検査結果を荷主等へ報告する場合、個人名等の個人情報となる情報は明かしてはならない。

b) 検査結果の報告は、下記の事項とする。

(1) 対象者の総人数

(2) 検査を実施した人数

(3) 検査結果が陰性であった者の人数

(4) 検査結果が陽性であった者の人数

(5) 検査機関、検査費用、検査実施日

制定日：2011年 1月 5日

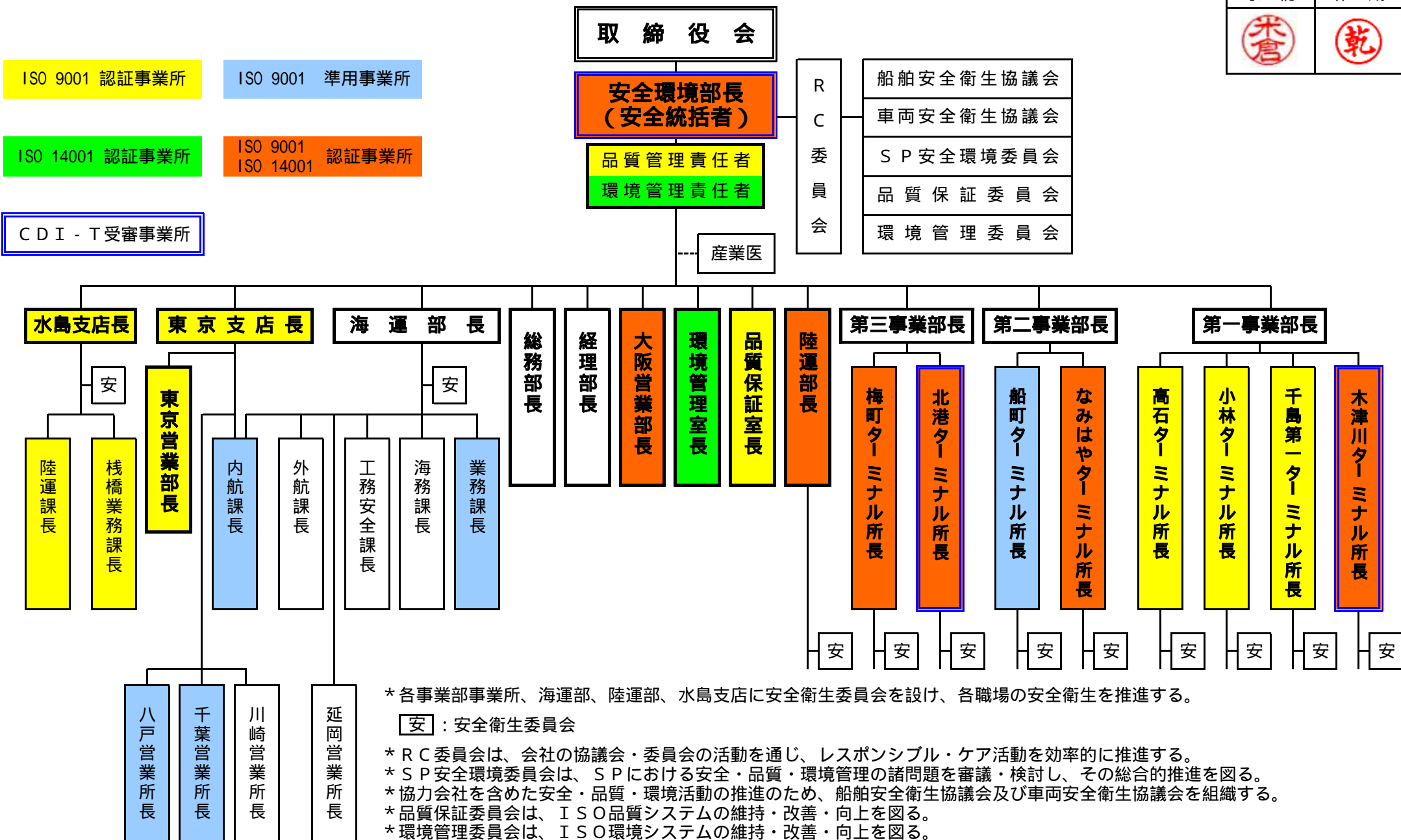
改訂日：-

ア ス ト 株 式 会 社


社内配布用写本

安全・品質・環境管理組織図

承認	作成
	



* 各事業部事業所、海運部、陸運部、水島支店に安全衛生委員会を設け、各職場の安全衛生を推進する。

 : 安全衛生委員会

- * R C 委員会は、会社の協議会・委員会の活動を通じ、レスポンス・ケア活動を効率的に推進する。
- * S P 安全環境委員会は、S P における安全・品質・環境管理の諸問題を審議・検討し、その総合的推進を図る。
- * 協力会社を含めた安全・品質・環境活動の推進のため、船舶安全衛生協議会及び車両安全衛生協議会を組織する。
- * 品質保証委員会は、I S O 品質システムの維持・改善・向上を図る。
- * 環境管理委員会は、I S O 環境システムの維持・改善・向上を図る。